

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第6条（略） （保育所等との連携） 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 （1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 （2） 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。	第1条～第6条（略） （保育所等との連携） 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 （1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 （2） 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

改正後	改正前
(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）	(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

改正後	改正前
(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者 4 町長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。） (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの 第8条～第37条 （略） （居宅訪問型保育事業） 第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) （略） (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育	第8条～第37条 （略） （居宅訪問型保育事業） 第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) （略） (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行

改正後	改正前
(3) (略) (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町長が認める乳幼児に対する保育 (5) (略) 第39条～第45条 (略) (連携施設に関する特例) 第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第7条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、町長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。 第47条～第49条 (略) 附 則 第1条 (略) (食事の提供の経過措置) 第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第40条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場	う保育 (3) (略) (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町長が認める乳幼児に対する保育 (5) (略) 第39条～第45条 (略) (連携施設に関する特例) 第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第7条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 第47条～第49条 (略) 附 則 第1条 (略) (食事の提供の経過措置) 第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場

改正後	改正前
合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 （連携施設に関する経過措置） 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除	合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。 （連携施設に関する経過措置） 第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつ

改正後	改正前
く。) は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第4条・第5条　（略）	て、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第4条・第5条　（略）